

一般財団法人金川千尋未来化学財団

2025 年度 奨学生募集要項

金川千尋未来化学財団（以下「当財団」という）は、「広く化学の未来に資する人材の育成と研究の支援により社会の持続的な発展に貢献する」という当財団の理念に基づき、化学と素材分野での学習、研究もしくは起業を志し、世界で活躍することを目指す人材を支援することを目的とし、給付型奨学金の奨学生を募集いたします。

1. 募集対象者

- (1) 国内の高専、大学、大学院で学ぶ方（2025年4月以降、在学または進学される方）。
- (2) 理、工、農、薬、物質、生命、環境、情報等の化学または素材分野・領域における学習と研究に強い意志と志を有する方。
- (3) 日本国籍または日本の永住権を有する方。
- (4) 以下の要件のいずれかに当てはまり、経済的な支援を必要とする方。
 - ① 学業に極めて秀でている。
 - ② ある分野で卓越した能力、異能を有している。
 - ③ 取り組みたい課題や目標が明確に定まっていて、その達成に向け強い熱意と志を持っている。

2. 募集人数

2025 年度： 10 名前後

3. 奨学金（返済不要）支給内容

- (1) 支給額： 高専本科生：5万円/月
大学生（高専専攻科生含む）：7万円/月
大学院生：10万円/月
- (2) 支給期間： 1年間（継続可能性あり）
2025年4月分より奨学金を支給。
継続希望の場合、翌年度（2026年度）の奨学生募集に応募可。

※ 日本学生支援機構を含む他の奨学金との併用について

(併用とは、当財団の奨学金に加え、期間を一部でも重複して他の奨学金を受給すること)

- ・貸与型奨学金：併用可
- ・給付型奨学金：併用不可（ただし、海外留学支援の奨学金は併用可）
- ・国の修学支援制度による授業料等減免：併用可
- ・大学独自の制度のうち現金が給付されるのではなく、大学に納付する授業料が実際に減額または免除される制度：併用可

4. 応募方法

(1) 応募書類（すべて A4 用紙）

- ①奨学生申込書（別紙様式、写真付）
- ②学生証の両面コピー
- ③在籍学校の学業成績証明書（前年度または中間期）

(2) 応募期間： 2024 年 9 月 1 日～2024 年 10 月 31 日 ※10 月 31 日郵送必着

(3) 応募書類の郵送先

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 1-4-1 丸の内永楽ビルディング 21F

一般財団法人金川千尋未来化学財団

奨学金担当 宛

※ 応募期間内に応募書類を上記郵送先にお送りください。

※ 郵送いただいた書類は返却いたしません。

5. 選考および採用者の手続き

(1) 書類選考

(2) 面接（書類選考通過者を対象として、代表理事が指名した選考委員による面接）

(3) 選考委員が審議のうえ、代表理事が決定

選考結果（採否）は、2025 年 1 月中旬頃までに本人に通知します。

採用者へは個別に誓約書、奨学金振込口座の届け出方法等をご案内させていただきます。

6. 奨学生の義務

(1) 奨学生は採用決定後、速やかに所定の誓約書を当財団に提出して下さい。

(2) 奨学金支給期間中は、在籍学校で所定の学業、研究に精励して下さい。

(3) 奨学金支給期間中、3 ヶ月毎に活動報告書（書式自由）を、更に中間期および年度末に成績証明書等を提出して下さい。

(4) 学籍、修学状況や生計の変化が生じた際は、速やかに当財団へ報告して下さい。

(5) 当財団が主催する交流会（年2回程度）に参加して下さい。

7. 奨学金の一時停止

以下の場合、奨学金の給付を一時停止します。

- (1) 休学したとき
- (2) 6. 奨学生の義務(2)、(3)、(5)を適切に果たさなかったとき

8. 奨学生の資格喪失

以下の場合、当財団の奨学生としての資格を失うこととなります。

- (1) 停学となったとき
- (2) 学籍を失ったとき（ただし、転学・編入学を除く）
- (3) 進学予定者が進学できなかったとき
- (4) 奨学生より辞退の申し出があったとき
- (5) 併用を認めていない他の給付型奨学金を受給した事実が判明したとき
- (6) 奨学金の給付一時停止後、当財団が奨学生に提示する停止解除の要件を適切に満たさなかったとき
- (7) 正当な理由なく、6. 奨学生の義務(2)、(3)、(5)を継続して果たさなかったとき
- (8) 学業成績又は品行が著しく不良であるとき
- (9) 反社会的勢力と何らかの関わりを有することが判明したとき
- (10) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき

9. 個人情報の取扱い

応募の際に提出していただく個人情報は、募集、選考、および当財団が奨学金支給事業を継続、遂行するために必要となる業務以外には使用しません。

10. その他

- (1) 当財団の奨学金給付は、学校卒業後の進路等について制約を課すものではありません。
- (2) 当財団主催の面接および交流会の参加にかかる交通費は、当財団が負担します。

以 上

自己 PR

自己 PR